（別紙）

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定を行うこととする水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬登録基準については参考１を参照）。

農薬取締法第４条第１項第６号から第９号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年３月農林省告示第 346 号）第４号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成 20 年７月環境省告示第 60 号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定することとします。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
１－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イル）－３－（３－トリフルオロメチル－２－ピリジルスルホニル）尿素（別名フラザスルフロン）	0.034mg／l
（*RS*）－*S*－ｓｅｃ－ブチル＝*O*－エチル＝２－オキソ－１，３－チアゾリジン－３－イルホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）	0.005mg／l